

「柴山伏越改造碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
白岡〇一	柴山伏越改造碑	吉田清英	中島撫山	中島撫山

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
石塚友次	一八八七・明治二十	柴山	柴山排水機場横	

一．はじめに

本石碑は、見沼代用水路と元荒川が交差する地点に設けられた重要構造物「柴山伏越」について、それまで木造だったものを、明治二十年に煉瓦造りに改造したことを記念して立てられたものである。

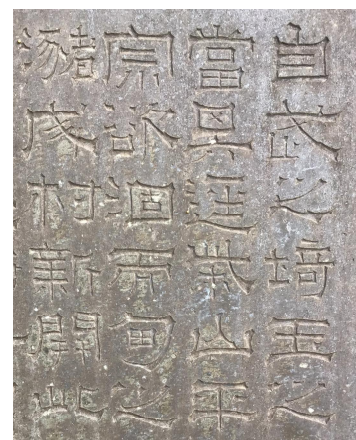
○写真１ 石碑正面



○写真2 題額（篆書体）



○写真3 「碑記」部分（隸書体）



二・翻刻並に訳注

■翻刻

◎題額

柴山
伏越
改造
之碑

自武之埒玉之中條鑿渠引利根河南會星川行十七里許盡足立之南境謂之見沼代用水當其逕柴山平野而此閘在焉初足立郡有瀦曰見沼表泓數里民多取其水溉田德川公吉宗欲涸而甸之召精達水利者井澤彌惣兵衛于南紀命掌其事彌惣審觀地勢深懼厲民填瀦成村新開此渠以代其水代之所稱繇茲用水者溉水也柴山平野間有舊荒川西來東注渠至此將十字貫之彌惣乃作巨木梘二條衡亘川底吞納渠水潛而南出而各流無觸礙此閘是也故稱伏々越々者潛伏經度之謂也凡渠所灌通埒玉足立南北四郡村三百四十七其屬閘下者為村二百有二田萬二千六百餘町功竣在享保十三年爾後水脈溥通嘆潦寡害漕輸又利民大便賴之逕今百六十餘年思井澤氏而弗諼嘻其澤亦渥矣哉然木梘易朽率十年新之每費金千數民或艱焉今埒玉縣知事吉田公嘗有憂之思甞造以永固以南足立郡管屬東京府而受灌頗多而謀諸府々亦善之民乃競出資供用於是今茲春鳩工庀材以就役其制泥煉石灰黏合赭瓦片成一大橫笏又糝礫厚塗其外穿川底加深丈八尺寘之換梘盖積年益牢如全石長絕壞漏之虞非苟為觀美而浮費宣驕云舊梘其一長廿六間內濶丈四尺高四尺其一如之濶減二尺今笏長廿九間內徑丈二尺兩端豎口高徑各丈八尺

厚皆三尺五寸其費總計為金一萬五千三百九十六圓餘縣管下出其九千五十四圓餘府管下出其四千二百十六圓餘縣出二千百廿六圓餘以補足之從一月涉四月凡百十餘日而成實明治之廿年也平野邨長曰篠崎源右衛門役罷而言曰我聞固稱關東三大土木之一且民久遺愛澤氏今也知事公有濬澮盡力之政吏民有敬順趨命之義澤氏之績賴以不朽矣遭斯盛舉無一字鐫其可乎乃自捐數十金又醺同志諸氏樹石閘側索余具錄顛末余也頑然一書生耳喜附盛事之下亦自不朽也遂忘謙辭而記之

明治廿年歲次丁亥第四月

武陽 中島慶撰并書丹

埤玉縣知事從五位勲六等吉田清英篆額

石塚友次鐫

*異体字等

○埤埤。○此此。○惣惣。○舊舊。○嘗嘗。○京京。○就就。○蓋蓋。○明明。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題額

柴山伏越改造碑。

◎ 碑記

自武之埼玉之中條鑿渠、引利根河、南會星川。
行十七里許、盡足立之南境。

謂之見沼代用水。

當其逕柴山平野、而此閘在焉。

初足立郡有瀦、曰見沼。

袤泓數里、民多取其水溉田。

徳川公吉宗、欲涸而甸之。

召精達水利者、井澤彌惣兵衛于南紀、命掌其事。

彌惣、審觀地勢、深懼厲民。

填瀦、成村、新開此渠、以代其水。

代之所稱、繇茲。

用水者溉水也。

柴山平野間、有舊荒川。西來東注。

渠至此、將十字貫之。

彌惣乃作巨木梶二條、衡亘川底、吞納渠水、潛而南出。

而各流、無觸礙。

此閘是也。

故稱伏越。伏越者、潛伏經度之謂也。

凡渠所灌、通埼玉足立南北四郡村三百四十七。

其屬閘下者、爲村二百有二、田萬二千六百餘町。

功竣、在享保十三年。

爾後、水脈溥通、曠潦寡害、漕輸又利。

民大便賴之。

遷今百六十餘年、思井澤氏而弗諼。

嘻、其澤亦渥矣哉。

然木梶易朽、率十年新之。

每費金千數。民或艱焉。

今埼玉縣知事吉田公、嘗有憂之。

思甕造、以永固。

以南足立郡、管屬東京府、而受灌頗多、而謀諸府。

府亦善之。

民乃競出資供用。

於是、今茲春鳩工庀材、以就役。

其制、泥煉石灰、黏合赭瓦片、成一大橫筩。

又糝礫、厚塗其外。

穿川底、加深丈八尺、寔之換槻。

蓋積年益牢、如全石長絕壞漏之虞。

非苟爲觀美、而浮費宣驕云。

舊槻、其一長廿六間、内濶丈四尺高四尺。

其一如之、濶減二尺。

今筭、長廿九間、内徑丈二尺。

兩端豎口、高徑各丈八尺、厚皆三尺五寸。

其費、總計爲金一萬五千三百九十六圓餘。

縣管下、出其九千五十四圓餘。

府管下、出其四千二百十六圓餘。

縣出二千百廿六圓餘、以補足之。

從一月涉四月、凡百十餘日而成。

實明治之廿年也。

平野邨長、曰篠崎源右衛門。

役罷而言曰、

我閘、固稱關東三大土木之一。

且民久遺愛澤氏。

今也、知事公有濬濬盡力之政、吏民有敬順趨命之義。

澤氏之績、賴以不朽矣。

遭斯盛舉、無一字鐫、其可乎。

乃自捐數十金、又釀同志諸氏、樹石閘側。

索余具錄顛末。

余也、頑然一書生耳。喜附盛事之下、亦自不朽也。

遂忘謙辭、而記之。

明治廿年歲次丁亥第四月、武陽中島慶撰并書丹。

埼玉縣知事從五位勲六等吉田清英篆額。

石塚友次鐫。

● 訓詁

◎ 題額

柴山伏越改造碑。

◎ 碑記

武の埼玉の中條より渠を鑿ち、利根河を引きて、南のかた星川に會す。
行くこと十七里ばかり許にして、足立の南境に盡く。
之を見沼代用水と謂ふ。

其の柴山平野ひらのを逕るに當りて、此の閘こし焉に在り。

初め、足立郡に濬有り、見沼と曰ふ。

表泓數里、民多く其の水を取りて田に溉そそぐ。

徳川公吉宗、涸して之を旬せんと欲す。

水利に精達せる者、井澤彌惣兵衛を南紀より召し、命じて其の事を掌らしむ。

彌惣、地勢を審觀し、深く民に厲るを懼る。

渚を填め、村を成し、新たに此の渠を開き、以て其の水に代ふ。

代の稱する所、茲繇りす。

用水とは溉水なり。

柴山平野の間に、舊荒川有り。西より來りて東に注ぐ。

渠此に至り、十字を將て之を貫く。

彌惣乃ち巨木梶二條を作り、川底を衡亘し、渠水を吞納し、潜りて南に出でしむ。而して各々の流れ、觸礙無し。

此の聞是なり。

故に伏越と稱す。伏越とは、潜伏經度の謂なり。

凡そ渠の灌する所、埼玉足立南北四郡村三百四十七に通ず。

其の聞下に屬する者は、村二百有二・田萬二千六百餘町たり。

功の竣ふるは、享保十三年に在り。

爾後、水脈溥く通じ、曠潦害寡く、漕輸も又た利あり。

民大いに便として之に頼る。

今に還ぶまで百六十餘年、井澤氏を思ひて諉れず。

嘻、其の澤も亦た渥きかな。

然れども木梶は朽ち易く、率ね十年にして之を新たにす。

毎に金千數を費やす。民或ひは艱む。

今の埼玉縣知事吉田公、嘗に之を憂ふる有り。

覽にて造り、以て永く固からんことを思ふ。

南足立郡は、管東京府に屬して、灌を受くること頗る多きを以て、諸を府に謀る。

府も亦た之を善しとす。

民乃ち競ひて資を出し用に供す。

是において、今茲春、工を鳩め材を庀へ、以て役に就く。

其の制、泥煉石灰、赭瓦片を黏合し、一大横笛を成す。

又た礫を糅じへ、厚く其の外を塗る。

川底を穿ち、深さを加ふること丈八尺、之を寘きて梶に換ふ。

蓋し積年牢を益し、全石の長く壞漏の虞れを絶つがごとし。

苟くも觀美のために、浮費宣驕するには非ずと云ふ。

舊梶は、其の一は長さ廿六間、内濶丈四尺、高さ四尺。

其の一も之の如く、濶は二尺を減ず。

今の笛は、長さ廿九間、内徑丈二尺。

兩端の豎口は、高徑各々丈八尺、厚さ皆な三尺五寸なり。

其の費は、總計金一萬五千三百九十六圓餘たり。

縣管下、其の九千五十四圓餘を出す。

府管下、其の四千二百十六圓餘を出す。

縣、二千百廿六圓餘を出し、以て之を補足す。

一月より四月に渉り、凡そ百十餘日にして成る。

實に明治の廿年なり。

平野邸長を、篠崎源右衛門と曰ふ。

役罷はりて言ひて曰く、

我が聞は、固より關東三大土木の一と稱せらる。

且つ民久しく澤氏を遺愛す。

今や、知事公に澮を濬ふに力を盡くすの政有り、吏民に敬順趨命の義有り。

澤氏の績、頼ひに以て朽ちず。

斯の盛舉に遭ひ、一字の鐫無くして、其れ可ならんや、と。

乃ち自ら數十金を捐て、又た同志諸氏に醸せしめ、石を聞の側に樹つ。

余に具に顛末を録せんことを策む。

余や、頑然たる一書生たるのみ。盛事の下に附し、亦た自ら朽ちざるを喜ぶ。

遂に謙辭を忘れて、之を記す。

明治廿年歲次丁亥第四月、武陽中島慶撰し并せて書丹。

埼玉縣知事從五位勲六等吉田清英篆額。

石塚友次鐫す。

●人物

○徳川公吉宗 貞享元（一六八四）年から寛延四（一七五二）年。初代將軍家康の曾孫で、四代將軍家綱のはとこにあたる。紀州藩主徳川光貞の四男として生まれる。紀州徳川藩の支藩ともいうべき越前葛野藩主となるが、本家の藩主が相次いで逝去したのを受け、二十二歳で紀州藩主に就任。このとき將軍綱吉から諱を賜り吉宗と改名。享保元年に將軍家継が早逝し、吉宗が第八代將軍となった。在職一七二六から一七四五年。

○井澤彌惣兵衛 承応三（一六五四）年〜元文三（一七三八）年。紀伊国溝ノ口の豪農の出身。元禄三（一六九〇）年に紀州藩の徳川光貞に召し出される。のち藩主徳川吉宗の命を受け、紀の川流域の新田開發を行う。吉宗が將軍となると全国的な灌漑や新田開發を命じられた。主な事業として、見沼開發の他に、多摩川改修、下総国手賀沼新田開發、木曾三川改修などがある。

○縣知事吉田 吉田清英。天保十一（一八四〇）年から大正七（一九一八）年。鹿児島藩士の家に生まれる。戊辰戦争では西園寺公望に随行して軍功を立て、賞典禄六石を賜る。明治政府に出仕し、東京府権典事を皮切りに諸官を歴任。明治九（一八七六）年に埼玉県権参事に転任、同十五年前県令白根多助の死去に伴い、埼玉県令に昇任。同十九年に埼玉県知事となり、同二十二年、知事を非職（休職）となり、同二十五年退官した。

○中島慶 文政十二（一八二九）から明治四十四（一九一一）。本名は慶太郎、号は撫山。中島敦の祖父。江戸の豪商の家に生まれる。十四歳で漢学塾に学び、亀田綾瀬にも学ぶ。

安政五（一八五八）年に両国に私塾「演孔堂」を開塾。明治維新後、久喜に移住し、同六年に「幸魂教舎」を開塾。以後子弟の教育にあたりつつ、多くの文章を書く。久喜地域には彼の手になる石碑も数多く残されている。

○石塚友次 不詳。

●注

- 武 武蔵国。
- 埼玉 埼玉郡。
- 中條 今の行田市中条。
- 星川 利根川水系の一級河川。熊谷市内を源とし、東に流れて見沼代用水と合流する。ここまでを上星川という。今の久喜市菖蒲と上大崎の境で見沼代用水から分流する。これ以下を下星川という。東南に流れ、白岡市と蓮田市の境界で元荒川に注ぐ。
- 行十七里許 見沼代用水の総延長約六十^{キロ}。
- 盡足立之南境 見沼代用水東縁は今の東京都足立区、西縁は川口市に至る。
- 柴山 今の白岡市大字柴山あたり。
- 平野 昔の南埼玉郡に属した村。今の蓮田市大字上平野あたり。
- 聞 水門だが、ここでは伏越なので、水利施設を言うのだろう。
- 渚 水たまり、池。
- 表泓 表は、土地の南北の長さ。泓は、大河、また水の深い様。ここは、弘であり、広の音通であろう。広は、土地の東西の長さ。
- 取其水漑田 見沼はもともとは沼地だったが、関東郡代伊奈忠治が八丁堤を築いて水を溜め、見沼溜井としていた。
- 旬 旬は、周代の国都周圍五百里の土地。都の郊外、近郊を指すのだろう。さらに「旬」字の構成要素の「田」で田圃を暗示する。動詞化して、江戸郊外の田圃とする、の意。
- 南紀 紀伊国南部。今の和歌山県南部から三重県南部に当たる地域。ここは吉宗が修めた紀伊藩の統治地域で、紀の川流域の開発事業は、井沢弥惣兵衛が担っていた。
- 厲民 「孟子」滕文公上に「今也、滕有倉廩府庫。則是厲民而以自養也（今、滕の国には米倉もあれば金庫もあります。これは人民の労力に厲（頼）って、（君主が）安楽に暮らしていることにほかなりません）」とある。「厲民」は、人民に頼ること。これを深く懼れるとは、「これから行う事業により、既存の権益であった溜井からの取水ができなくなり、灌漑用水の確保が難しくなって、ついには人民の負担や労力を大きくしてしまふ」ということになってはならないと考えた、ということであろう。
- 成村 新田を開き、村落を形成する、ということだろう。
- 其水 見沼溜井の水。
- 漑水 灌漑用水。
- 舊荒川 元荒川。もともとは荒川の本流であったが、伊奈忠治が熊谷久下で、荒川を締め切って西遷させた。残された流路が元荒川。
- 梶 笥。水を通す竹筒だが、ここでは竹に限らず木製の器具。
- 衡亘 熟語は無いが、衡は、横。亘は、横に貫く、かけわたす。衡亘で、横に貫き掛け渡す。
- 呑納 熟語は無いが、呑みこみ納める。
- 各流 見沼代用水と元荒川のそれぞれの流れ。
- 觸礙 つきあたり留まる。
- 經度 経はへる、通る。度は、渡る。
- 嘆 ひでり。

- 潦 雨水。長雨だろう。
- 漕輸 水路による運搬。見沼代用水は、埼玉郡足立郡で採れた農産物を、江戸へ運ぶ運搬路としても、当初から期待されていた。
- 諛 忘れる。
- 其澤亦渥矣哉 井沢弥惣兵衛の姓の「沢」と「恩沢」の「沢」とを掛けているのか。
- 千數 多額の意味だろう。
- 甍 かわら。ここでは煉瓦だろう。
- 今茲 ことし、明治二十年。
- 鳩 集める。鳩工は、工人を集めること。
- 庀 そなえる、ととのえる。材、以就役。
- 泥煉 熟語は無いが、煉は、練る。泥のように練ることか。
- 黏合 黏は、粘に同じ。ねばる。粘合は、粘着だろう。
- 楮瓦 熟語は無いが、赤煉瓦だろう。
- 箒 筒に同じ。横筒は、横たえる土管。
- 礫 小石。ここでは砂利だろう。上述の練った石灰に砂利を混ぜたものだろう。
- 全石 藤井明は、全部がひとつの石であるの意で、一枚石、とする。これに従う。
- 觀美 徒に外面の美だけを務めて、内容が充実しないこと。表面を飾る。「孟子」公孫丑下に「非直為觀美也。然後盡於人心（棺桶を立派なものにするのは、）ただ外觀の美を飾るためではない。このように立派にしてこそ始めて、人の子の亡き親を思う心を満足させることができるからである」とある。
- 浮費 むだづかい、浪費。
- 宣驕 おごりを示すこと。「詩経」小雅・鴻雁に「維此哲人、謂我劬勞、維彼愚人、謂我宣驕（あの優れた人物は、使役する民のところへ慰労に赴いた私のことを、「民を労っている」という。あの愚かなものどもは、私のことを奢りを示していると評価する）」とある。
- 豎口高徑 藤井明は、樋管の外枠の直径、とする。これに従う。
- 縣管下 埼玉県管轄地域の町村。
- 府管下 東京府管轄地域の町村。
- 遺愛 残された恩愛。
- 濬澮 濬は、浚う。澮は溝。水路の浚渫に留まらず、水利事業全般を言うのだろう。
- 無一字鐫 石碑の碑文の一字すらない。
- 頑然 かたくなで、愚かなさま。
- 武陽 武蔵国の別称。

●口語訳（章立てと小見出しは訳者が便宜的につけた）

【見沼代用水と柴山伏越】

武蔵国埼玉郡の中條から水路を開鑿し、利根川の水を引いて、南の方で星川と合流させる。この水路は、さらに十七里ほど流れて、足立郡の南の界で尽きる。

これを見沼代用水と言う。

この水路が柴山村平野村あたりの平野を通り過ぎるところに、この水利施設がある。

【見沼の干拓と代用水の開鑿】

もともと、足立郡に沼地があつて、見沼と言つた。東西南北数里四方の広さがあり、多くの農民がそこから水を引いて田圃に灌漑していた（見沼溜井）。

徳川吉宗公は、この沼地を干上がらせて、江戸郊外の田圃とした。

そこで、水利に精通していた井沢弥惣兵衛というものを、南紀伊から召し出して、見沼干拓事業に従事するよう命じた。

弥惣兵衛は、土地の形勢・有り様を審らかに観察し、干拓事業が灌漑用水の確保を難しくし、人民の負担や労力を大きくすることのないようにと考えた。

そこで溜井であつた沼地を埋めるとともに、新田を開いて新たな村落を形成した。そして溜井の周辺に沿つて新たな灌漑用水路を開鑿し、見沼溜井の代用とした。

「見沼代用水」という名称の「代」とは、ここに由来するのである。ちなみに「用水」の方は、「灌漑用水」のことである。

【柴山伏越】

柴山平野村の地には、元荒川が西から東へ流れている。見沼代用水路は、この地に至つて元荒川と十字交差することになる。

そこで弥惣兵衛は、巨大な木製の笥を二本作らせ、元荒川の川底を横様に貫き通し、見沼代用水の水をその笥に流し込み、川底を下へ潜らせて南側へ排出させた。この装置により、見沼代用水と元荒川の流れとは、突き当たり留まることなく、それぞれ自然に流れることとなった。

これが冒頭に述べた水利施設なのである。これを「伏越」というが、伏越とは潜伏して經由し渡るという意味である。

【見沼代用水と柴山伏越がカバーするエリア】

おおよそ、見沼代用水が灌漑する地域は、南北埼玉郡・南北足立郡の合計三百四十七箇村に及ぶ。そのうち、この柴山伏越の下流にあるものは、二百二箇村、田圃は一万二千六百町歩あまりである。

【大事業の恩恵】

柴山伏越を含む見沼代用水関連事業は、享保十三年にその工事が完成した。

以来、この地には水脈があまねく通じて水を供給し、日照りや長雨があつても被害が起ることは少なく、さらにまた運漕路としても高い利便性があつた。

人民は、便利なものとしてこの用水路を頼りにした。そこで百六十年あまりたった現在に至つても、用水を開いた井沢弥惣兵衛のことを思い、忘れないでいるのである。

ああ、井沢氏の恩沢たるや、まことに手厚いものがある。

【煉瓦造りの笥への改修】

しかしながら、木製の笥は腐朽しやすく、おおよそ十年で改修する必要があつた。そのたびごとに多額の費用を要した。そのため人民は苦勞することがあつた。

今の埼玉県知事の吉田公は、つねづねこのことを憂えていた。そこで煉瓦造りの施設を作り、永久に堅固なものにしようと考えた。

見沼代用水による灌漑を多く受ける南埼玉郡の諸村は、東京府の管轄下にあるため、吉田知事は東京府に相談した。すると東京府もこれに賛同した。そこで人民も、競い合つて建設資金を供出した。

かくして今年の春に、工人を集め、建築資材をあつらえ、工事に着手した。

【新たな竈の仕組み】

新たな竈の仕組みは、石灰をどろどろに練り、（それを粘着剤として）赤煉瓦の小片を貼り合わせて、横たわる大きな土管を造る。さらに砂利を交ぜた石灰でその筒の外側を厚く塗り込めるというのもであった。

川の底を、一丈八尺まで掘り下げて穴を穿ち、竈に代えて、これを埋設するのである。思うに、年を積み重ねるにつれて堅牢さを増し、一枚石のように壊れたり水が漏れたりする虞れが全くないのである。

（資金をかけて施設を新設するのは）外観の素晴らしさを求めたわけではなく、浪費して奢りを示そうというでもない（内容の堅牢さを求めたのである）。

【新たな竈の規模】

元の二本の竈は、一本目は、長さが二十六間、うちのりの幅が一丈四尺、高さが四尺であった。二本目も同様であるが、うちのりが二尺少ない。

新しい筒は、長さが二十九間、内径が一丈二尺である。筒の両端の外枠の直径はそれぞれ一丈八尺で、厚さは三尺五寸である。

【費用負担】

伏越改修の費用は総計で一万五千三百九十六円あまりであった。

埼玉県管轄の地域から九千五百四十四円あまりを醸出し、東京府下の地域から四千二百十六円あまりを醸出した。埼玉県も二千二百六十六円あまりを不足分として補助した。

【新施設の完成】

一月に起工し、四月にまで涉って、およそ百十日あまりで新施設が完成した。実に明治二十年のことであった。

【建碑の企て】

平野村の村長は、篠崎源右衛門といった。彼は柴山伏越の新修工事が終了したところまでこう考えた、

「わが伏越は、もとより、関東三大土木事業のひとつとして数えられるものである。くわえて、我が人民は長い間、井沢氏の恩沢を蒙ってきた。

そして今や、知事陛下におかれてましては水利事業に尽力されるという政治方策を取られ、官吏と人民にもお上を敬い順い、その命令のままに動くという道義を持っている。（そこで伏越の新修事業を完成させることができたのである。）

井沢氏の事蹟は、かくして幸福なことに朽ちることなく継承されたといえよう。

こうした盛挙にあたって、石碑に碑文として残さないことがあつてよいものだろうか。いやあつてはならない。（当然石碑に碑文を残すべきだ）。と。

かくして自ら数十金を醸出して資金とし、また同志の者にも醸金させて、石碑を新施設の傍らに建てることとなった。

【碑文撰文の経緯】

そして、私中島慶に、具体的に事柄の顛末を文として書き記させたのである。

私は、かたくなで愚かな、一民間人学生にすぎません。しかし、この盛事の末端に連なることで、自分の名前が後生に残されることを喜ばしく思いました。そこで辞退することせず、失礼ながら謙遜の言葉も忘れて、ここに駄文を記すものである。

【記事】

明治二十年、丁亥の歳四月、武陽の中島慶が撰文し并せて書した。
埼玉縣知事從五位勲六等吉田清英の篆額。
石塚友次が鐫刻した。

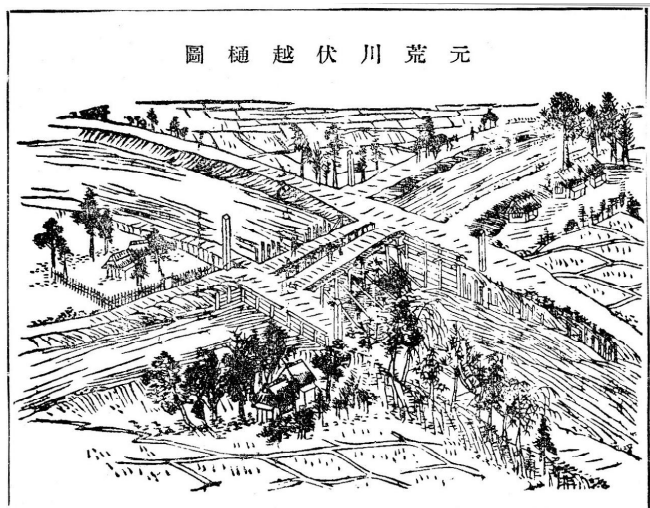
三、資料

(一)「新編武蔵風土記稿」(文政十三(一八三〇)年)卷之二百十 埼玉郡之十二

◎柴山村

○元荒川

「村の南界を流る、幅二十間程、川の添て堤を築けり、又長二十六間の伏越樋大小二ヶ所ありて、此川の水底に伏せり、これ三沼代用水を引ものにて、樋の内法大の方は高さ四尺、横一丈四尺、小の方は高さ三尺、横二間、其上におもり土橋とて、二筋のかこひを設く、こは享保十三年用水掘削の時、井澤彌惣兵衛が、掛りにて作りしものなり、其頃は小樋の方は掛渡しなりしが、寶暦十年改めて共に伏越となれり、これを柴山伏越と稱す、」



四、主な参考資料

①翻刻と訳注

・藤井明「加須市及びその周辺に散見する中島撫山の碑文の解説(二)」『学校法人佐藤栄学園埼玉短期大学研究紀要』(八号、一九九三)

②翻刻と訓読

・「見沼代用水沿革史」(見沼土地改良区、一九五七)〔見沼土地改良区史〕一九八八に転載)

・白岡市教育委員会「中島撫山と白岡」(二〇一三)

③翻刻

・「埼玉県市町村誌」(一九七五)

・「いしづみ 碑に刻まれた埼玉の土地改良」(一九八三)

・「伊奈町史資料調査報告書 第三集 伊奈町の金石文」(一九八七)

・「葛西用水史」(葛西用水路土地改良区、一九八八)

④本文

・ 中島竦編「演孔堂詩文」(一九三二)

⑤ 論文など

・ 白岡市教育委員会「中島撫山と白岡」(二〇一三)

以上

二〇二五年九月 薄井俊二訳す